

平成22年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結の実績の概要

平成24年3月
金融庁

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）第8条第1項の規定に基づき、平成22年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」といいます。）の締結実績を次のとおり公表します。

1. 平成22年度の経緯

環境配慮契約法及び平成22年2月に閣議決定された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）に基づき、環境配慮契約について検討を行いました。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のそれぞれについて、そもそも環境配慮契約の前提となる契約締結の実績がありませんでした。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための金融庁における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「金融庁グリーン調達推進体制」を活用することとしました。
- 環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう、庁内関係者に周知を図りました。

（注）金融庁は、環境配慮契約法第2条第3項に規定する独立行政法人等を所管していません。